

徳島県立三好病院における適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい最期を迎えられるよう、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者とその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を尊重し、医療・ケアを提供することに努める。

2. 「人生の最終段階」の定義

- (1) がんの末期のように、予後が数日から長くとも2～3ヶ月と予測が出来る場合
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰等の数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者本人の状態を踏まえて、多職種から構成される医療・ケアチームが判断するものとする。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多職種から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとする。
- (2) 本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、医療・ケアチームは、本人との話し合いを繰り返し行い、本人が自らの意思をその都度示し伝えられるよう支援する。
- (3) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。また、この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者(代理意思決定者)として前もって定めておくことも重要である。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的適応、本人の意向、本人の QOL、周囲の状況等を慎重に検討し、決定する。
- (5) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助を含めた総合的な医療・ケアを行う。
- (6) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめてカルテに記載しておくものとする。
- (7) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象とはしない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 本人の意思の確認ができる場合

- ① 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を行った上で、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、家族も関与しながら、医療・ケアチームが協力し方針を決定する。

- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、本人の意思は変化しうるものである。医療・ケアチームは、適切な情報提供と説明を行い、本人が自らの意思をその都度示し伝えられるよう支援する。また、このとき、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行う。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめてカルテに記載しておくものとする。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し決定する。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、決定する。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し決定する。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめてカルテに記載しておくものとする。

(3) 上記(1)及び(2)において、方針決定の際に複数の専門家からなる話し合いの場の設置を必要とする場合

- ① 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ② 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ③ 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

などについては、臨床倫理コンサルテーションチームに方針等についての検討や助言を求め、最善の方針が決定できるよう努力する。

5. 参考資料

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン、2018、厚生労働省
- ・徳島県立三好病院 倫理的問題における意思決定プロセスについてのガイドライン

改訂履歴

改訂番号	日 付	ページ/項目	改訂内容
1	2024/5/1	全ページ	新規作成
2	/ /		